

●法人事業税

(納める法人) 県内に事務所等を設けて事業を行っている法人

【税率A】：令和4年4月1日以後に開始する事業年度分

【税率B】：令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度分

【税率C】：令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度分

【税率D】：平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分

法人の種類	課税標準等	税率A	税率B	税率C	税率D
[外形標準課税対象法人] ・資本金の額または出資金の額が1億円超の法人(※1)	付加価値割	1.2%			
	資本割(「資本金等の額」)	0.5%			
	所得のうち	年400万円以下の金額	1.0%	0.4%	0.3%
		年400万円超800万円以下の金額		0.7%	0.5%
		年800万円超の金額		1.0%	0.7%
3以上の都道府県に事務所等を有する法人	1.0%		0.7%		
・外形標準課税対象法人以外の法人 ・公益法人等 ・投資法人等	所得のうち	年400万円以下の金額	3.5%		3.4%
		年400万円超800万円以下の金額	5.3%		5.1%
		年800万円超の金額	7.0%		6.7%
	資本金の額または出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所等を有する法人	7.0%		6.7%	
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得のうち	年400万円以下の金額	3.5%		3.4%
		年400万円超の金額	4.9%		4.6%
	(特定の協同組合等の所得のうち年所得10億円超の金額)(※2)		(5.7%)		(5.5%)
	資本金の額または出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所等を有する法人	4.9%		4.6%	
		(5.7%)		(5.5%)	
収入金額課税法人 ・電気供給業 (発電事業等、小売電気事業等および特定卸供給事業(※3)以外) ・ガス供給業(※4) ・生命・損害保険業	収入金額	1.0%			0.9%
	外形標準課税対象法人(資本金の額または出資金の額が1億円超の法人(※1))				
電気供給業のうち ・発電事業等 ・小売電気事業等 ・特定卸供給事業(※3)を行う法人	収入金額	0.75%		1.0%	0.9%
	付加価値割	0.37%		—	—
	資本割(「資本金等の額」)	0.15%		—	—
	外形標準課税対象法人以外の法人				
	収入金額	0.75%		1.0%	0.9%
所得	1.85%		—	—	
ガス供給業のうち ・特定ガス供給業を行う法人	収入金額	0.48%	1.0%		0.9%
	付加価値割	0.77%	—		—
	資本割(「資本金等の額」)	0.32%	—		—

(※1) 令和6年税制改正により、これまでの「資本金の額または出資金の額(以下、「資本金の額」という。))が1億円を超える法人」に加え、次に該当する法人を適用対象とする見直しが行われました。

令和7年4月1日以後に開始する事業年度：前事業年度に外形標準課税の対象法人であって、当該事業年度末日における資本金の額が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人

令和8年4月1日以後に開始する事業年度：所得等課税法人以外の法人で当該事業年度末日における資本金の額が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等(外形標準課税の対象法人に限る)の100%子法人等で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超える法人

(※2) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等

(※3) 令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

(※4) 平成30年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度にあつては、ガス製造事業者、旧一般ガスみなしガス小売事業者および導管ガス供給業者が行うもの。令和4年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、導管ガス供給業者が行うもの。